

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱

平成20年 2月15日 制定

平成27年 3月25日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「岡ト協」という。）が行う、ダンプ車両が、アスファルトフィニシヤ（アスファルト舗装工事に使用する専用機械）にアスファルト合材を投入する際、従来の固定式突入防止装置を取り付けたダンプ車両では、アスファルトフィニシヤのホッパー部分に突入防止装置が接触し作業が出来ない状況にあり、今後、該当作業を可能にし、併せて、不正改造車両（突入防止装置未装着車両）の追放を目指し、可動式突入防止装置の導入に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、第4条に定める可動式突入防止装置を、ダンプ車両に取り付ける会員事業者（以下「申請者」という。）とする。

(助成対象機器)

第3条 助成金の対象となる装置は次のとおりとする。

- (1) 「可動式突入防止装置」（以下「装置」という。）とは、道路運送車両の保安基準（第18条の2）及び保安基準の細目告示（第180条）の基準に適合するものをいう。（自動式・手動式は問わない。）
- (2) バンパとステイのセット（ステイのみでも可。）

(助成額)

第4条 装置を装着した場合の助成額は次のとおりとする。

装置装着については1台あたり、経費の1/2上限10万円（1会員あたり5台限度）

(装置の装着)

第5条 助成の対象となる装置は、当該年度4月1日以降3月25日までに装着を完了し、当該年度3月25日までに代金の支払いが終了するものでなければならない。

(交付申請)

第6条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、「可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書」（様式1）を当該年度2月末日までに岡ト協に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。
- 3 予算額に達した場合は、申請受付を締め切る。

（交付決定）

第7条 岡ト協は、前条第1項の規制による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、「可動式突入防止装置導入促進助成金交付決定通知書」（様式2）により申請者に通知する。

（実績報告及び助成金の請求）

第8条 申請者は、装置の装着が完了したときは「可動式突入防止装置導入促進助成金実績報告書」（助成金交付請求書）（様式3）により当該年度3月25日までに提出する。

- 2 前項に定める請求書には、請求書・領収書・納品書（メーカー名、装着品目、数量等が記載された書類）を添付しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 岡ト協は、前条の「可動式突入防止装置導入促進助成金実績報告書」（助成金交付請求書）（様式3）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、申請者に対して、助成金を交付する。

（申請の変更又は取下げ）

第10条 交付決定後、申請の変更又は取下げをするときは、申請者は、速やかに「可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請（変更・取下）届出書」（様式4）を岡ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

（財産の処分の制限）

第11条 申請者は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

（その他必要な事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、

岡ト協が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は平成20年4月1日より施行する。(平成20年5月9日改正)

本要綱は平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は平成22年4月1日より施行する。(平成22年3月16日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は平成27年4月1日より施行する。(平成27年3月25日改正)